

ちはら台南5丁目自治会細則新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>(自治会費、<u>集金</u>等)</p> <p>第1条 ① <u>ちはら台南5丁目自治会(以下「自治会」という。)の自治会費は年額5,000円とする。</u></p> <p>② <u>会費は会計年度毎に4月に集金を行う。</u></p> <p>③ <u>新たな会員の会費は別表1のとおりとし、入会月から年度末までの分を集金する。</u></p> <p>④ <u>退会者に会費の前納金があるときには、班長は、副会長または会計理事に報告し、別表2に基づき速やかに前納金の返還手続きを行う。</u></p> <p>⑤ <u>班長は、集金した会費を速やかにまとめて所属ブロックの副会長に納付する。</u> 副会長は、<u>集金した会費を速やかに班別</u>にまとめて会計理事に納付する。</p> <p>(役員及び班長の任務と活動費)</p> <p>第2条 ① <u>役員は、自治会規則第12条の規定に定めるもののほか、以下の任務を行うものとし、活動計画及び活動結果を役員会に報告するものとする。役員会における議事録については、参加者が輪番制にて作成する。</u></p> | <p>(自治会費、<u>徴収</u>等)</p> <p>第1条 ① <u>ちはら台南5丁目自治会以下「自治会」という。会費は(月額500円)、入会した月から退会した月までの分を徴収する。</u></p> <p>② <u>会費の徴収は4月から9月までの分を4月に、10月から3月までの分を10月に行う。</u></p> <p>③ <u>新たな会員の会費は入会した月から次に徴収する月の前月までの分を入会した月又は翌月に徴収する。</u></p> <p>④ <u>退会した者に会費の前納金があるときには、速やかに前納金の返還の手続きをしなければならない。</u></p> <p>⑤ <u>班長は、会費を徴収し徴収月の20日(第3項の会費は、徴収した日から10日を経過する日)までに会費を班にまとめて所属ブロックの副会長に納付する。</u> 副会長は、<u>徴収月の末日(第3項の会費は、班長から納入があつた日から10日を経過する日)までに会費をブロックにまとめて会計理事に納付する。</u></p> <p>(活動費)</p> <p>第2条 <u>(①加筆)</u></p> | <p>(削除・加筆)</p> <p>会費額と集金回数を年1回に減らすことによる負担軽減表現の簡素化</p> <p>(加筆)</p> <p>役員及び班長の任務の明記</p> |

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|---|----|
| <p><u>一 会長</u></p> <p><u>ア 自治会活動に係る各種申請手続き</u></p> <p><u>イ ちはら台地区自治会連合会の定例会長会への出席</u></p> <p><u>ウ 副会長へ回覧資料の配布</u></p> <p><u>エ 自治会員名簿の管理</u></p> <p><u>二 副会長</u></p> <p><u>ア 担当ブロックの総括</u></p> <p><u>イ 班長へ回覧資料の配布</u></p> <p><u>ウ 班員、班長からの意見・要望収集と役員会への上申</u></p> <p><u>三 防犯防災担当理事</u></p> <p><u>ア 年間実施計画の立案及び全会員への周知</u></p> <p><u>イ 毎月の町内防犯パトロールの案内、実施、取りまとめ</u></p> <p><u>ウ 防災資機材の管理</u></p> <p><u>エ 防災のしおりの更新</u></p> <p><u>四 清掃環境担当理事</u></p> <p><u>ア 年間実施計画の立案及び全会員への周知</u></p> <p><u>イ 毎月の清水谷公園清掃の案内、実施、取りまとめ</u></p> <p><u>ウ 清掃用具の管理</u></p> <p><u>エ 市への清掃関係書類の作成・提出</u></p> <p><u>五 行事担当理事</u></p> <p><u>行事担当理事は以下の行事毎に置き、その取りまとめを行うものとする。</u></p> <p><u>ア 春のあいさつ運動</u></p> <p><u>イ ちはら台市民夏祭り</u></p> <p><u>ウ 南5フェア</u></p> <p><u>エ ちはら台市民体育祭</u></p> | | |

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|---|--|
| <p><u>オ 秋のあいさつ運動</u> <u>カ トンエコマラソン</u> 六 広報担当理事 <u>ア 自治会ホームページの更新</u> <u>イ 回覧資料の作成</u> ② <u>各役員及び班長の活動費は、別表3のとおりとする。</u></p> <p>(弔慰金) 第4条① <u>世帯の代表として自治会員名簿に記載された</u>会員が死亡したときは、5,000円、<u>その他の</u>会員が死亡したときは、3,000円を弔慰金として会員の家族又は会員に支払う。 ② <u>弔慰金の申請を行う者は弔慰金申請書(様式3)を提出する。</u></p> <p>(班の構成) 第5条① 班は、原則として近接する<u>世帯</u>の会員で構成する。 ② <u>副会長は必要に応じ、役員会に分班及び合班の検討を申し出ることが出来る。</u></p> <p>(分担金) 第6条 <u>第1条第1項で定める自治会費には、次に掲げる団体の経費に対する分担金を含める。</u> (一～四 省略) (五～七 削除)</p> | <p>活動費は、<u>会長月額10000円、副会長月額4000円、理事、監事及び顧問各々月額3000円とする。</u></p> <p>(弔慰金) 第4条 会員が死亡したときは、5000円、会員の<u>家族が</u>死亡したときは、3000円、<u>弔慰金として</u>会員の家族又は会員に支払う。 <u>(②加筆)</u></p> <p>(班の構成) 第5条① 班は、原則として近接する<u>8から25程度</u>の会員で構成する。 ② <u>班長の申し出により分班及び合班を実施する。</u></p> <p>(分担金) 第6条 <u>自治会は、次に掲げる団体の経費に対し、各号に掲げる金額を分担金として支払う。</u> (一～四 省略) <u>五 市原市防犯協会ちはら台支部 50円</u> <u>六 市原市交通安全協会ちはら台支部 50円</u> <u>七 ちはら台消防団分担金 100円/1世帯</u></p> | <p>(加筆) 加入する世帯員全員が自治会員であるため、表現を整理</p> <p>(削除・加筆) 分班・合班は副会長主導で行う</p> <p>(削除・加筆) 実情に合わせ整理 (五～七)は連合会から支払い</p> |

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|---|--|
| <p>(経費)</p> <p>第7条 ② 事業、活動等を実施する上で必要があるときは、自治会規則第22条の規定に定めるもののほか、…</p> <p><u>(第8条全文削除、条繰り上げ)</u></p> <p>(<u>役員を選出及び役職の免除</u>について)</p> <p>第8条 ① <u>各ブロックの役員候補者の選出にあつては、次期班長候補者の他に、最後に役員・班長等の職務を終えてからの年月が長い者、役員・班長等の職務について未経験の者等から優先して立候補者を募り、推薦を行うものとする。</u></p> <p>② <u>やむを得ない事情のある自治会会員は、役員・班長の役を免除することが出来る。</u></p> <p>③ <u>各ブロックは、他のブロックに役員・班長候補者がいない場合には、新たに役員・班長候補者を選出し、互いに補い合うよう努める。</u></p> <p><u>(入退会の手続きについて)</u></p> <p>第9条 ① <u>自治会へ入会する者は、入会申込書(様式1)を自治会費と併せて役員または班長へ提出する。</u></p> <p>② <u>自治会を退会する者は、退会届(様式2)を役員または班長へ提出する。</u></p> | <p>(経費)</p> <p>第7条 ② 事業、活動等を実施する上で必要があるときは、<u>ちはら台南5丁目</u>自治会規則第22条の規定に定めるもののほか、…</p> <p><u>(規則第16条③班長及び行事委員の選出について)</u></p> <p><u>第8条 本年度の役員を除き、本年度の班長は次年度の行事委員を担当する、次年度の班長は輪番制により新規に選出する。</u></p> <p>(<u>規則第13条及び16条の役員・班長・行事委員選出</u>について)</p> <p>第9条 <u>(①加筆)</u></p> <p><u>やむを得ない事情のある自治会会員は、役員・班長・行事委員の役を免除し、次期候補者に順次繰り上げすることが出来る。但し、当該班の班長が判断し、班員の同意を得て、承認する。</u></p> <p><u>(③加筆)</u></p> | <p>(削除)</p> <p>第1条以下「自治会」とするため</p> <p>(削除)</p> <p>班長の任期は1会期であり、行事委員は必要に応じて募集するため</p> <p>(削除、条繰上げ)</p> <p>自治会への参加は個人の自主性に委ねられている</p> <p>互いに助け合う体制づくりが求められる</p> <p>(加筆)</p> <p>入退会手続きの明記</p> |